

子どもの医療費助成 中学校3年生まで拡大

子どもの医療費助成は、これまで0歳児から小学校6年生までが対象でしたが、4月1日の診療分から中学校3年生まで対象を拡大します。

4月1日以降に中学生が医療機関で受診した場合には、医療費(患者負担分)の支払い後に領収書などの必要書類を添えて市へ申請をしてください。申請後に、指定した保護者の口座に助成金を振り込みます。

ただし、小学校1年生から中学校3年生までの医療費助成には所得制限があります。

なお、0歳児から小学校3年生までの子どもで、助成対象となる場合には、「市川市子ども医療費助成受給券」を交付しています。受給券の交付には申請が必要です。まだ申請していない方は早めに申請してください。

【申請に必要な物】

- ①領収書(子どもの氏名・医療点数・診療日が明記された物)
 - ②子どもの健康保険証
 - ③保護者名義の預金通帳
 - ④平成22年1月2日以降に市川市へ転入した方は、平成22年度住民税課税証明書(コピー可。共働き世帯は夫婦2人分が必要)
- ※保護者の所得が確認できない場合(所得未申告や④の提出が無い場合など)は、助成を受けることができません。

【申請の窓口】

①こども福祉課、②福祉課、大柏出張所、南行徳市民センター、市川駅行政サービスセンター

【子どもの医療費助成】(平成23年4月1日診療分から)

助成対象	自己負担金	所得制限
0歳児～中学校3年生	入院1日につき300円 通院1回につき300円 調剤 無料	小学校1年生～中学校3年生については所得制限あり(保護者の所得が扶養親族などの数に応じた所得制限限度額以上の場合、助成対象外)

☎334-1178 こども福祉課医療費助成担当

子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンのお知らせ

子宮頸がん予防接種

ワクチンの供給不足のため、当分の間初回接種を差し控え、2回目、3回目の接種を優先します。

市に住民票(外国人登録)がある平成7年4月2日～平成11年4月1日生まれの女性(中学1年生から高校1年生相当までの女性)
接種回数3回(6カ月間)
期間 4月1日～平成24年3月31日

ヒブ、小児用肺炎球菌の予防接種

※予防接種には、保護者の同伴を原則とします。保護者が同伴できない場合には保健センターにご連絡ください。

子宮頸がん予防ワクチンの接種歴がわかるもの、健康保険証(住所・生年月日の確認ができるもの)、体温計筆記用具(なお、予診票は各契約医療機関に置いてあります。)

医療機関で診察の際に体調不良などで接種が出来なかった場合は診察料がかかります。

2カ月～5才未満の方を対象に、無料接種を4月から開始する予定でしたが、予防接種を受けた乳幼児が死亡する事例が起きたため、念のため接種を一時見合わせるため、厚生労働省から連絡がありまして、今後接種が可能になりました。今後は接種が可能な状況次第でお知らせします。

お知らせ

斎場からのお知らせ

葬儀などにかかる相談及び問い合わせは、現在斎場と塩浜式場で受け付けていますが、4月1日(金)からは斎場のみにいたします。

☎3338-2941 斎場(大野町4の2610の1)
(斎場霊園管理課)

平成23年度入札参加資格審査(随時申請)の受け付け

受け付け方法 インターネット上で「電子調達システム」ホームページ(4月4日(月)開設)へアクセスし、必要事項を入力後、印刷

「市史研究いちかわ」第2号を刊行

主な内容

市川地域の歴史、民俗、自然環境などの分野に関する研究成果を掲載する「市史研究いちかわ」第2号を刊行しました。市史編さん事業の進捗状況を研究論文や資料紹介の形で掲載しています。2月に公開して話題となったイノシシの線刻画が描かれた縄文土器の概要も掲載しています。

¥700円

場 文学プラザ、八幡市民談話室、考古博物館、歴史博物館、自然博物館ほか

☎320-3334 映像文化センター※月曜日休館

◎講演録(敬称略)「日蓮が遺したもの―近世・近代の信仰と文化」安中尚史◎論文「市川歴史博物館所蔵地図史料調査の概要」高木晋一郎、千葉県市川市・江戸川河川敷緑地の植物」木村陽子◎研究ノート「堀之内貝塚南側斜面について」堀越正行◎資料紹介「イノシシの線刻画がある権現原貝塚の縄文土器について」ほか

危険物取扱者試験

6月12日(日)
場 日本大学生産工学部津田沼校舎
申 4月5日(火)～13日(水)午前9時～午後5時に消防局予防課(土日曜日を除く)
¥甲種5,000円、乙種3,400円、丙種2,700円
※試験願書などは各消防署で配布。

4月から市の中小企業資金融資制度が変更

市内中小企業への支援をより一層充実させるため、融資期間の変更や「借換え制度」を1年延長など、借り入れ事業者の返済負担の軽減を図ります。

●小規模事業資金と小口零細企業保証制度資金・運転資金の融資期間を「5年以内」から

震度5弱以上の揺れ 防災行政用無線で 緊急地震速報

4月1日から震度5弱以上の揺れが予想される場合に、防災行政用無線の屋外スピーカーで、緊急地震速報などの自動放送を開始します。

地震での強い揺れが始まる数秒～数十秒前に、可能な限り早くお知らせするものです。ただし、震源に近い地域では「緊急地震速報」が間に合わないことがあります。

このほか、地震津波情報(津波警報、東海地震予知情報など)、国民保護関係情報(武力攻撃事態や大規模テロの警報など)もお知らせします。詳しくは気象庁ホームページをご覧ください。

☎334-1507 危機管理担当

障害基礎年金受給後の子どもの加算要件が緩和

障害基礎年金の受給権発生時に生計を維持している18歳未満の子どもがいる場合に、子どもの加算を行っていましたが、国民年金法などの一部改正に伴い、4月1日から、受給権発生後に子どもを維持関係がある場合にも、子どもの加算を行うことができるようになります。

該当する方は戸籍謄本、世帯全員の住民票、高校生は学生証、就労中は所得証明書、印鑑などを(市)国民年金課に持参してください。

また、今回の法改正に伴い児童扶養手当の支給の取り扱いも変わり、新たに支給となる場合があります。詳しくはこども福祉課へお問い合わせください。

☎障害基礎年金について☎334-1127 国民年金課給付担当、児童扶養手当について☎334-1178 こども福祉課